

今が「相続」か「争続」かのわかれ道

▼相続税の対象になる可能性がありますか？

相続財産 > 相続税基礎控除額 (5000万 + 相続人の数 × 1000万円)

例えば、

- ・被相続人(夫)の相続財産...土地建物6,000万預貯金2,000万投資信託2,000万合計1億円
- ・相続人...妻と子供2人

→相続財産1億円 > 基礎控除額8,000万 (5000万 + 3 × 1000万) ⇒ **相続税の対象へ**しかし、

- ①土地建物・保険・有価証券等の財産評価方法を知り、かつ、
- ②生前に準備(納税準備や生前贈与/譲渡)を怠らなければ心配ありません。

財産評価方法・税金対策は

それでも自分は関係ないと考えている方

準備を怠った人がこの世に残す「争続」という負の遺産

人

■ 諸悪の根源！「争続」最大の原因！

- ・自分の利益ばかり追求する親族がいる
- ・家族に知られていない隠し子がいた(←弊社経験済)
- ・実子と養子の問題
- ・相続人でないのに強い影響力をもつ叔父等の親戚がいる
- ・先代で相続処理を行わずにいた為、相続人が多数に

生前の
遺言書作成

遺言書

■ 遺言書があるのになぜもめる！？

- ・遺言書が法律の形式にのっとっていない場合
- ・相続人の誰かが偽造した場合
- ・遺言書が2通出てきた場合
- ・遺言書を誰かが廃棄していた場合

正確な
遺言書作成

遺留分

■ 相続人の最低限の権利！

- ・被相続人(亡くなった方)の間違った知識で遺言書作成
- 冷めた関係の妻には相続ゼロ、愛人にすべて相続と遺言
- ・相続人の間違った知識で遺産分割協議書作成
- 義理の両親を無視して全部を相続しようとする妻等々

正確な
法律知識

寄与分
特別受益

■ 被相続人への思い入れが問題に！

- ・寄与分とは相続財産が増加するために寄与した人が他の人より多く財産をもらうこと
- 事業を手伝っていたとか看病したという理由の思い込み
- ・特別受益とは亡くなった方から贈与(遺贈)を受けたこと
- 進学費用や結婚費用等が特別受益だと主張されることも

正確な
法律知識

不動産

■ 財産が不動産ばかりか不動産だけ！

- ・不動産は共有で相続できてしまう
- ・不動産は共有したり分割すると価値が下がる場合が
- ・共有不動産は売買に支障をきたす場合が
- ・維持費や再建築費等の分担でもめる場合も多い

積み上げた
実績/経験

マスコミ

■ テレビ・新聞を信用しすぎ！

- ・行列のできる法律相談所などから中途半端な知識
- ・ご近所のおしゃべりババアからの伝聞情報
- ・新聞や雑誌などの相続特集で勉強した知識
- ・税理士でも相続が得意でない方からのアドバイス

何でも相談できる
専門性/人間性

今すぐ『争続担当の工藤さんいますか?』と、ご連絡ください。

予約殺到中。お早めに

すぐにご相談ください。連絡先ははここ↓

E-mail : info@braincon.co.jp

保科公認会計士・税理士・中小企業診断士事務所

Tel : 03-3556-9481

Fax : 03-3556-9482